

公開討論会と合同・個人演説会、ネット討論会の違い

※合同・個人演説会は公開討論会です公選法により「公開討論会」と「合同・個人演説会」・「ネット討論会」は主に以下の相違があります。

	公開討論会	合同・個人演説会	ネット討論会
開催日	告示（公示）前	告示（公示）後	告示（公示）後
主催者	第三者（JC等）	候補者が合同で主催者	第三者（JC等）
企画・運営	第三者（JC等）	第三者（JC等） 企画運営〇〇青年会議所 と言うのは問題なし	第三者（JC等）
費用負担	第三者（JC等）	実費を候補者が頭割りで分担	第三者（JC等）
会場費用	費用軽減処置なし	公営施設は各候補者割り当て（候補者特典）の無料会場が利用可能	JC事務局などで開催するので無料
選管への書類提出義務	特になし (企画書の提出は推奨)	開催2日前までに個人演説会開催の書式に則る書類の提出（選管に書式があるので入手）	事前相談のみ
候補者の呼称	立候補表明者 (または予定者)	立候補者	立候補者
発言上の制限	事前運動に当たる発言は公選法違反となる	制限なし（投票依頼、公約も使用可能）	制限なし (投票依頼、公約も使用可能)
運営上の制限	制限なし	公選法に規制される	視聴者あて問い合わせ先の表示が必要
広報	自由	制限あり 候補者またはメディアによる報道は可能 公示日（告示日）以降に、電子ファイルのチラシ等をウェブサイト等に掲載することが可能、口コミは可 企画運営団体作成の紙のチラシやポスターは、公示前/公示後にわらず禁止 電子メール（携帯含む）の広報は禁止	制限あり 一般視聴者に対しては告示日以降に候補者またはメディアによる報道は可能 公示日（告示日）以降に、電子ファイルのチラシ等をウェブサイト等に掲載することが可能、口コミは可 企画運営団体作成の紙のチラシやポスターは、公示前/公示後にわらず禁止 電子メール（携帯含む）の広報は禁止

想定対象 年齢	60代以上が多い	50代以上が多い	10代から40代が多い
メリット	これまでの実績で開催しやすい 20時以降の開催により有権者が参加しやすい	開催側の費用がかからない メディアに取り上げられやすい 20時以降の開催により有権者が参加しやすい	開催側の費用の軽減につながる。(無償可) メディアに取り上げられやすい 20時以降の開催により有権者が参加しやすい 若者を中心に視聴者を獲得できる 投票日まで視聴者数が増え取り組みの広がりが期待できる。 動員などの労力の軽減
デメリット	動員の負担が大きい 参加者の年齢層の高さ 短期間での開催が困難 参加者から広がりにくくい	費用がかかる場合は参加する候補者の人数で案分必要があり、候補者間の調整が難しい 広報に制限があるため動員計画がたてづらい 動員の負担が大きい 参加者の年齢層の高さ	高齢者などが視聴者しにくい Wi-Fiの場合映像配信が遅れる場合がある 候補者によっては観覧者ありを希望する場合がある。
マニフェスト 配布	国政選挙 条件がそろえば可能 (政党マニフェスト)	配布可能 (政党マニフェスト)	観覧者がいないため該当外
	首長選挙 条件がそろえば可能 (ローカル・マニフェスト)	配布可能 (ローカル・マニフェスト)	観覧者がいないため該当外

合同・個人演説会、ネット討論会開催のポイント

- ① 公開討論会は告示前・公示前の政治家活動の一環です。
- ② 合同・個人演説会、ネット討論会は告示（公示）後の選挙活動の一環です。
- ③ 合同・個人演説会は個人演説会を合同で行うので候補者が主催者で実際の運営に当たる会は「企画・運営団体」と呼びます。
- ④ 衆院の解散や首長の辞任など突発的な選挙では開催費用は候補者の負担となるので予算の心配をしなくて良い合同・個人演説会、ネット討論会が最適です。
- ⑤ マニフェスト型は合同・個人演説会、ネット討論会の方が向いています。
- ⑥ 合同・個人演説会では（告示）後の開催2日前までに開催の申請書を選管へ提出しなければなりません。
- ⑦ 公共施設での合同・個人演説会は準備から撤収までの制限時間が5時間以内と決められています。
民間施設では制限がありません。
- ⑧ 告知は公開討論会の方が自由に行えます。（ただし集客はクチコミが一番効果的）
- ⑨ 公開討論会では投票を依頼する事や公約に関する発言は禁止されますが合同・個人演説会、ネット討論会では投票を依頼する事などの発言に制限はありません。
- ⑩ 一問一答、フリーディスカッション形式、フォワード型、ディベート、○×クイズなど発言の制限の有無以外は討論形式に違いはありません。
- ⑪ 当日の進行及び討論形式が公開討論会と合同・個人演説会ともに一緒であるために来場者には違いがわかりません。
- ⑫ 合同・個人演説会、ネット討論会は最短1週間で準備ができ少人数で実施できます。
- ⑬ 予算確保できない青年会議所でも合同・個人演説会、ネット討論会は開催しやすいです。